

竹 福 第 5 1 3 号  
令和 3 年 1 月 8 日

保育所保護者 各位

竹富町長 西大舛 高旬  
(公 印 省 略)

緊急事態措置対象区域に渡航した場合の登所の判断基準について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

令和3年1月7日に1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）を対象に緊急事態宣言が発令されたことをうけ、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県に渡航した場合（経由も含む）は帰島後7日間の登所停止となりますのでご協力お願いいたします。

また、行動履歴票および健康観察票のご提出もお願いします。

竹富町福祉支援課

子育て支援係

TEL：83－7415

FAX：82－3745